

中華人民共和國税関行政再審弁法

2007年9月24日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

中華人民共和國稅關行政再審弁法

(2007年9月24日中華人民共和國稅關總署令第166号公布)

第1章 總則

第1条 稅關行政再審を規範化し、行政争いの解決、法治稅關の構築、社会主義の調和・安定の社会の構築において、行政再審制度の役割を発揮するために、「中華人民共和國行政再審法」(以下行政再審法と略称する)「中華人民共和國稅關法」(以下稅關法と略称する)と「中華人民共和國行政再審法實施条例」(以下行政再審法實施条例と略称する)に基づき、本弁法を制定する。

第2条 公民、法人またはその他の組織が稅關の具体的な行政行為がその合法的權益を侵犯すると判断し、稅關へ行政再審を請求し、稅關が行政再審の事項を取り扱う場合は、本弁法を適用する。

第3条 各級稅關の行政再審機關は、行政再審の職責を真摯に履行しなければならない、本稅關が法制業務に責任を負う部門(以下稅關行政再審部門と略称する)が法に照らして行政再審事項を取り扱うことを指導し、且つ支持し、関連の規定に従い、専任の行政再審人員を配置し、強化し、調整させ、行政再審業務のために財政保障を提供し、稅關の行政再審部門の案件の処理能力と業務の任務が互いに適應することを保証しなければならない。

第4条 稅關行政再審部門は次の職責を履行する。

- (1) 行政再審の請求を受理する。
- (2) 關係組織と人員へ証拠を調査・取得し、文書と資料を調べ、行政再審の公聴会を組織する。
- (3) 請求された行政再審の具体的な行為が合法で、適切であるかどうかを審査し、行政再審の決定を推定し、行政再審の調停を執行し、行政再審の和解の審査と許可を行う。
- (4) 稅關の行政賠償事項を処理する。
- (5) 行政再審法第33条の規定に照らして、稅關の行政再審の決定による、法に基づく強制執行を処理する、または人民法院の強制執行事項を申請する。
- (6) 請求人が本法第31条に照らして提出した関連規定の審査請求に対して処理または転送する。
- (7) 下級稅關の行政再審業務を指導、監督し、規定に従い再審の意見を提出する。
- (8) 下級稅關及びその部門と業務人員は行政再審法、行政再審法實施条例と本弁法の規定に違反する行為に対して、規定の権限と手続きに従い処理の意見を提出する。
- (9) 稅關の具体的な行政行為に不服で提起した行政訴訟の応訴事項を取り扱う、若しくは組織して取り扱う。
- (10) 行政再審、行政応訴、行政賠償案件の統計と届出事項を取り扱う。
- (11) 行政再審の過程において生じる問題を検討し、適時、關係機關と部門へ意見を提出し、重大な問題は速やかに行政再審機關へ報告する。
- (12) その他行政再審業務と関連する事項。

第5条 専任で税関の行政再審業務に従事する人員(以下行政再審人員と略称する)は、次の条件を備えていなければならない。

- (1) 国家公務員の身分を有する。
- (2) 良好な政治、業務の素質を備える。
- (3) 大学・高等専門学校法律専攻課程を卒業または大学・高等専門学校非法律専攻課程卒業で法律の専門知識を有する。
- (4) 税関業務に2年以上従事する。
- (5) 試験を経て合格し税関総署が交付する調査証を取得する。

各級の税関行政再審機関は、行政再審人員が国家の司法試験に参加することを支持し奨励しなければならない。弁護士資格または法律の職業資格を取得した税関の業務人員は、優先的に行政再審人員となる。

第6条 行政再審人員は次の権利を有する。

- (1) 法に基づき行政再審を履行する職責の行為は法律の保護を受ける。
- (2) 職責を履行するために備えるべき業務条件を得る。
- (3) 行政再審業務に対して意見を提出する。
- (4) 養成訓練に参加する。
- (5) 法律、行政法規と税関の規則に定めるその他の権利。

行政再審人員は次の義務を履行しなければならない。

- (1) 憲法と法律を厳しく遵守する。
- (2) 事実を根拠とし、法律を基準として行政再審の案件を審理する。
- (3) 職務に忠実であり、職責を果たし、清廉公正で、公平に法律を執行する。
- (4) 行政再審の参加者の合法的な権益を法に基づき保障する。
- (5) 国家の機密、商業機密、税関業務の機密と個人のプライバシーを守る。
- (6) 国家の利益、社会の公共利益を守り、公民、法人またはその他組織の合法的な権益を守る。
- (7) 法律、行政法規と税関の規則に定めるその他の義務。

第7条 税関の行政再審機関が行政再審の職責を履行する場合、合法、公正、公開、適時、便利の原則を遵守しなければならない。法に基づく行政、誤りは必ず正すことを堅持し、法律、行政法規と税関規則の正確な実施を保障しなければならない。

第8条 税関の行政再審機関は、宣伝欄、広告欄、税関のポータルサイトなど便利な検索・閲覧形式を通じて、本税関管轄の行政再審案件の受理範囲、受理条件、行政再審請求書の書式、行政再審案件の審理手順と行政再審の決定の執行手順などの事項を公布しなければならない。

税関の行政再審機関は、請求者、第三者が適時、それと行政再審の権利、義務に関連する情報を理解するのに便利のように、行政再審案件の処理状況の調査システムを構築し、公布しなければならない。

税関の行政再審部門は、請求者、第三者が関連の行政再審の受理条件、審理方法と期間、下された行政再審の処理決定の理由と根拠、行政再審の決定の執行など行政再審の事項に提出した疑問に対して、解釈・説明をしなければならない。

第2章 税関の行政再審の範囲

第9条 次の情状のうちの1つに該当する場合、公民、法人またはその他の組織は税関へ行政再審を請求することができる。

(1) 税関が下した警告、罰金、商品、物品、運輸手段と特製設備の没収、没収することができない商品、物品、運輸手段の同等の価格の追徴、違法所得の没収、関連業務の従事または執行の一時停止、登記の登録取消し、通関手続き就業資格の取消及びその他の行政処罰の決定に不服な場合。

(2) 税関が下した関連商品、物品、違法所得、運輸手段、特製設備を押収する決定に対して不服な場合。

(3) 税関が下した人身の自由を制限する行政の強制措置に対して不服な場合。

(4) 税関が下した関連商品、物品、運輸手段、帳簿、証憑またはその他の財産を差し押さえる、関連の輸出入商品、帳簿、証憑などを密封し保存する行政の強制措置に不服な場合。

(5) 税関が受け取った保証の具体的な行政行為に対して不服な場合。

(6) 税関が採った強制執行措置に不服がある場合。

(7) 税関が確定した納税義務者、確定した課税価格、商品の分類、原産地の確定、適用税率または為替レート、減税または減免税、追加課税、税の還付、滞納金の徴収、税金算出方法の確定及び納税地点などその他税金徴収に関わる具体的な行政行為に異議のある場合。〔以下納税上の争議と略称する〕

(8) 法定条件に合致すると判断し、行政許可事項または行政の審査・認可事項を処理するよう税関へ請求し、税関が法に依らず処理した場合。

(9) 税関が運輸手段と場所を検査する、商品、物品を検査する、またはその他監督・管理措置に対して不服な場合。

(10) 税関が下した返送の命令、通行不許可、是正を命じる、取り壊しと換金を命じるなどの行政の決定について不服な場合。

(11) 税関の検査の決定またはその他の検査の具体的な行政行為について不服な場合。

(12) 税関が下した企業分類の決定及び当該分類の決定に基づき行う管理の措置について不服な場合。

(13) 税関が法に基づき知的財産権の保護措置を講じないと判断する、または税関が講じた知的財産権の保護措置に不服な場合。

(14) 税関が税関申告、通行などの税関手続きを法に依らず取り扱ったと判断する場合。

(15) 税関が違法に遅延金またはその他の費用を受け取り、違法にその他義務の履行を要求したと判断する場合。

(16) 税関が法に基づき人身の権利、財産の権利を保護する法定の職責を履行しなかったと判断する場合。

(17) 税関の政府情報公開業務における具体的な行政行為が、その合法的権益を侵犯したと判断する場合。

(18) 税関のその他の具体的な行政行為がその合法的な権益を侵犯すると判断する場合。

前項第(7)号に定める納税争い事項の場合、公民、法人またはその他の組織が税関法の規定に基づき、まず税関行政再審部門へ行政再審を請求しなければならない。税関の行政再審の決定に不服な場合、改めて人民法院へ行政訴訟を提起しなければならない。

第10条 税関の業務人員は税関が下した処分またはその他の事務処理の決定に不服の

場合、関連の法律、行政法規の規定に基づき申し立てを提出する場合、本弁法は適用しない。

第3章 税関の行政再審の請求

第1節 請求人と第三者

第11条 本法の規定に基づき行政再審を請求する公民、法人またはその他の組織は税関の行政再審の請求人である。

第12条 行政再審を請求する権利を有する公民が死亡した場合、その親族が行政再審を請求することができる。

第13条 行政再審を請求する権利を有する法人またはその他の組織が停止した場合、その権利を継続する公民、法人またはその他の組織が行政再審を請求することができる。

法人またはその他の組織が、税関法に違反した行為を実施後、合併、分立またはその他の資産の再編の情状にあり、税関が元の法人、組織を当事者として行政処罰を行い且つその権利義務を継続する法人、組織を被執行者とする場合、被執行者は自己の名義で行政再審を請求することができる。

第14条 行政再審の期間、税関の行政再審部門が、請求人以外の公民、法人またはその他の組織が、審査される具体的な行政行為と利害関係があると判断する場合、それに通知し、第三者として行政再審に参加するよう通知しなければならない。

行政再審の期間、請求人以外の公民、法人またはその他組織が、審査される税関の具体的な行政行為と利害関係があると判断する場合、第三者として行政再審に参加することを税関の行政再審部門へ請求することができる。第三者として行政再審に参加することを請求する場合、それと審査される税関の具体的な行政行為と利害関係にあることについて、拳証責任を負わなければならない。

第三者が行政再審に参加することを通知または同意する場合、「第三者の行政再審参加通知書」を作成し、第三者へ送達しなければならない。

第三者が行政再審に参加しない場合、行政再審の案件の審理に影響しない。

第15条 請求人、第三者は1名から2名の代理人に行政再審に参加することを委託することができる。

委託代理人が行政再審に参加する場合、税関の行政再審機関へ授権委託書を提出しなければならない。授権委託書には次の事項を明記しなければならない。

(1) 委託人氏名または名称、委託人が法人またはその他の組織である場合、更に法定代表人または主要責任者の氏名、職務を明記しなければならない。

(2) 代理人氏名、性別、年齢、職業、住所及び郵便番号。

(3) 委託事項と代理期間。

(4) 代理人は、行政再審の請求を提起、変更、撤回する、行政再審の調停へ参加する、行政再審の和解が成立する、行政再審の公聴会に参加する、証拠材料を届け出る、行政再審の法律文書を受け取るなどの権限を代理する。

(5) 委託日及び委託人の署名。

公民が特殊な状況下、書面で委託することができない場合は、口頭で委託することができる。公民の口頭の委託の場合、税関の行政再審部門は、事実を確認し、且つ文書に記録しなければならない。

請求人、第三者が委託を解除または変更する場合、書面で税関行政再審機関へ報告しなければならない。

第2節 被請求人と行政再審機関

第16条 公民、法人またはその他の組織は、税関が行った具体的な行政行為に不服で、本弁法の規定に基づき行政再審を請求する場合、この具体的な行政行為を行った税関を被請求人とする。

第17条 税関の具体的な行政行為に対して不服な場合、当該の具体的な行政行為を行った税関のひとつ上級の税関へ行政再審の請求を提出する。

税関総署が行った具体的な行政行為に対して不服な場合、税関総署へ行政再審を請求しなければならない。

第18条 2つ以上の税関が共同の名義で具体的な行政行為を行った場合、具体的な行政行為を行った税関を共同の被請求人とし、それと共同のひとつ上級の税関へ行政再審を請求する。

第19条 税関とその他の行政機関が共同の名義で具体的な行政行為を行った場合、税関とその他行政機関を共同の被請求人とし、税関とその他の行政機関と共同のひとつ上級の行政機関へ行政再審を請求する。

請求人は、税関総署と国務院のその他関連部門と共同で行った行政行為について不服な場合、税関総署または国務院のその他部門へ行政再審の請求を行い、税関総署、国務院のその他部門が共同で処理決定を下す。

第20条 法律、行政法規または税関の規則の規定に基づき、下級税関が上級税関の批准を経て、自己の名義で具体的な行政行為を行った場合、批准を下した上級税関を被請求人とする。

税関法と関連の行政法規または税関規則の規定に基づき、直属の税関長またはその授権の従属の税関長の批准を経て、行った具体的な行政行為の場合、直属の税関を被請求人とする。

第21条 税関が設立した出先機関、内設機関またはその他組織が、法律、行政法規の授権を経ず、対外的に自己の名義で具体的な行政行為を行った場合、当該税関を被請求人とし、当該税関のひとつ上級の税関へ行政再審を請求する。

第3節 行政再審の請求期間

第22条 税関は、公民、法人またはその他組織に下した行政行為に対して、それに行行政再審を請求する権利、行政再審機関と行政再審の請求期間を告知しなければならない。

法律、行政法規または税関の規則の規定に基づき、下級の税関は上級の税関の批准後、

自己の名義で行う行政行為について、批准を下した上級税関を被請求人とし、及び相応の行政再審機関を告知しなければならない。

第 23 条 公民、法人またはその他の組織は税関の具体的な行政行為がその合法的な権益を侵犯すると判断する場合は、この具体的な行政行為を知った日から 60 日以内に行政再審の請求を提出することができる。

前項に定める行政再審の請求期間は次の規定に基づき計算する。

(1) その場で行った具体的な行政行為の場合、具体的な行政行為を行った日から計算する。

(2) 具体的な行政行為を明記した法律文書を直接送達する場合、受送達人が署名し受領した日から計算する。

(3) 具体的な行政行為を明記した法律文書を法に基づき留置送達する場合、送達人と立会人が送達証明書に署名した留置送達の日から計算する。

(4) 具体的な行政行為を明記した法律文書を郵便で送達する場合、受送達人が郵便受取通知用紙に受領の署名をした日から計算する。郵便受取通知用紙がない場合、受送達人が配達証明書に署名した日から計算する。

(5) 具体的な行政行為が法に基づき公告の形式を通じて受送達人へ告知される場合、公告に規定する期限の満了日から計算する。

(6) 被請求人が具体的な行政行為を行った際、関連する公民、法人またはその他の組織に告知せず、事後に告知を補足する場合、公民、法人またはその他の組織が補足の告知の通知を受け取った日から計算する。

(7) 被請求人が具体的な行政行為を行った際、関連する公民、法人またはその他組織に告知していないものの、関連する公民、法人またはその他の組織がこの具体的な行政行為を知っていたと証明することができる証拠材料がある場合、証拠材料がその具体的な行政行為を知ったと証明する日から計算する。

具体的な行政行為が継続状態にある場合、この具体的な行政行為が終了した日から計算する。

税関が具体的な行政行為を行い、法に基づき関連する公民、法人またはその他の組織に送達すべき法律文書を送達していない場合、この関連する公民、法人またはその他の組織はこの具体的な行政行為を知らなかったものとみなす。

請求人が不可抗力またはその他の正当な理由で法定の請求期限に遅れた場合、申請期限は障害が取り除かれた日から継続して計算する。

第 24 条 公民、法人またはその他の組織は、税関が法定の職責を履行していないと判断し、本弁法第 9 条第 1 項第 (8) 号、第 (16) 号の規定に基づき行政再審を請求する場合、行政再審の請求期間は次の規定に基づき計算する。

(1) 職責を履行する期限が法律、行政法規または税関の規則に明確な規定がある場合、規定の履行期限満了日から計算する。

(2) 職責を履行する期限に明確な規定がない場合、税関が公民、法人またはその他の組織が職責の履行を要求する請求を受領した日から満 60 日から計算する。

公民、法人またはその他の組織が緊急の状況下に税関へ人身権、財産権を守る法定の職責を履行するよう申請し、税関が速やかに履行しない場合、行政再審の請求期限は前項の規定の制限は受けない。

第 25 条 本弁法第 9 条第 1 項第 (7) 号に規定する納税の争い事項の場合、請求人が行政再審を経ずに直接、人民法院へ行政訴訟を提起する場合、人民法院は法に基づき、却下後、請求人が改めて税関へ行政再審を請求し、請求人が起訴した日から人民法院の却下の法律文書が発効する日までの期間は行政再審の請求期限内に計算しない、但し、税関が関連する具体的な行政行為を行った際、既に請求人が始めに税関の行政再審を経なければならないと告知していた場合はこの限りではない。

第 4 節 行政再審請求の提出

第 26 条 請求人が書面で行政再審を請求する場合、直接手渡す、郵便、ファックス、電子メールなどの方法で行政再審の請願書を手渡すことができる。

税関の行政再審機関は、税関の広告欄、インターネットのポータルサイトで行政再審の請願書を受け付ける住所、ファックス番号、インターネットのメールアドレスなどを公開し、請求者が異なる書面の請求方式を選択するのに便利を図らなければならない。

第 27 条 請求人が書面で行政再審を請求する場合、行政再審請願書に次の内容を明記しなければならない。

(1) 請求人の基本状況、公民の氏名、性別、年齢、勤め先、住所、身分証明書番号、郵便番号。法人またはその他の組織の名称、住所、郵便番号と法定代表人または主要責任者の氏名、職務を含む。

(2) 被請求人の名称。

(3) 行政再審の請求、行政再審を請求する主な事実と理由。

(4) 請求人の署名または捺印。

(5) 行政再審の請求をした日。

第 28 条 申請人が口頭で行政再審を請求する場合、税関の行政再審機関は、本弁法第 27 条の規定の内容に基づき、その場で「行政再審請求記録」を制作し請求人に渡し、照合または請求人へ読み上げ、且つそれが署名し確認する。

第 29 条 次の情状の 1 つに該当する場合、請求人は相応の証明資料を提供しなければならない。

(1) 被請求人が法定の職責を履行しないと判断する場合、かつて被請求人へ法定の職責を履行するよう請求した証明資料を提供する。

(2) 行政再審を請求する際、あわせて行政賠償の請求を提出する場合、具体的な行政行為の侵害を受けて損害をもたらしたことを証明する材料を提供する。

(3) 本弁法第 23 条第 5 項に属する状況の場合、不可抗力が生じた、またはその他の正当な理由を証明する材料を提供する。

(4) 法律、行政法規に定める請求人が提供しなければならない証拠材料のその他の情状。

第 30 条 請求人が行政再審の請求を提出する際、被請求人を誤って記載した場合、税関の行政再審機関は、請求人へ被請求人を変更するよう告知しなければならない。

請求人が被請求人を変更する期間は行政再審の審理期間の計算には入れない。

第 31 条 請求人が税関の具体的な行政行為の根拠の規定が合法的ではないと判断する場合、行政再審法第 7 条の規定を根拠とすることができ、具体的な行政行為に対する行政再審を請求する際、あわせて当該規定の審査に対する請求も提出することができる。

請求人が具体的な行政行為に対して行政再審の請求を提起する際、この具体的な行政行為の根拠の規定を知らなかった場合、税関の行政再審機関が行政再審の決定を下す以前に提出することができる。

第 4 章 税関の行政再審の受理

第 32 条 税関の行政再審機関は行政再審の請求を受領後、5 日以内に審査を実施しなければならない。行政再審の請求が次の規定に合致する場合は、受理しなければならない。

- (1) 明確な請求人と規定に合致する被請求人がある。
- (2) 請求人と具体的な行政行為は利害関係にある。
- (3) 具体的な行政再審の請願と理由がある。
- (4) 法定の請求期間内に提出された。
- (5) 本弁法第 9 条第 1 項に規定する行政再審の範囲に該当する。
- (6) 行政再審の請求を受領した税関の行政再審機関の職責の範囲に属する。

(7) その他の行政再審機関が、同一の行政再審の請求を受理しておらず、人民法院は同一主体が同一事実で提起する行政訴訟を受理していない。

前項の規定に符合する行政再審の請求を受理する決定に対して、「行政再審請求受理通知書」と「行政再審回答通知書」を作成し、それぞれ請求人と被請求人へ送達しなければならない。「行政再審請求受理通知書」には、受理日、合議人員または案件の審理人員を明記しなければならない。回避の請求と公聴会を行う権利を請求人へ告知しなければならない。「行政再審回答通知書」は受理日、回答の提供の要求と合議人員または案件の審理人員を明記しなければならない。被請求人へ回避を請求する権利を告知しなければならない。

本条第 1 項の規定に合致せず、不受理を決定する場合、「行政再審請求不受理決定書」を作成しなければならない。且つ請求人へ送達しなければならない。「行政再審請求不受理決定書」は、不受理の理由と法的根拠を明記しなければならない。請求人が権利を主張する其の他のルートを告知しなければならない。

第 33 条 行政再審の請求材料が不完全であるまたは記述が明らかではない場合、税関の行政再審部門は、当該行政再審の請求を受領した日から 5 日以内に書面で請求人へ補正するよう通知することができる。補正通知は次の事項を明記しなければならない。

- (1) 行政再審請願書に修正、補充が必要な具体的な内容。
- (2) 補正が必要な関連証明資料の具体的な類型及びその証明対象。
- (3) 補正期限。

請求人は、補正通知を受領後 10 日以内に税関の行政再審部門へ補正に必要な材料を提出しなければならない。補正請求材料に用いる時間は、行政再審の審理期限の計算には入れない。

請求人が正当な理由もなく期限を過ぎても補正しない場合、行政再審の請求は放棄されたものとみなす。請求人は本弁法第 23 条に規定する期限内に行政再審の請求を改めて請求する権利を有する。

第 34 条 請求人がファックス、電子メールの方法で行政再審の請願書、証明材料を提

出する場合、税関の行政再審機関はその提供されていない原本を受理の拒絶理由としてはならない。

税関の行政再審部門は請求人のファックス、電子メールの方法で提出された行政再審の請求を受理後、請求人へ「行政再審請求受理通知書」を受理した日から 10 日以内に関連材料の原本を提出するよう告知しなければならない。

第 35 条 本弁法の規定に合致し、且つ本税関が受理した行政再審の請求に属する場合、税関の行政再審機関は受領した日から即受理する。

税関の行政再審部門が行政再審の請求を受領した日が、請求人がその場で提出した日である場合、税関の行政再審機関の担当者が請願書に受領日時を記載し、且つ提出者が署名し確認する。直接郵送のルートで受領する、またはその他の単位、部門から転送された場合、税関の行政再審機関が署名、受領し確認する。請求人がファックスまたは電子メールの方法で提出する場合、税関の行政再審機関がファックスを受領した日、または税関のインターネット電子メールシステムに記載された受領日を基準とする。

第 36 条 本弁法の規定に合致し、但し本税関の管轄に属さない行政再審の請求に対しては、審査期限内に管轄権を有する税関の行政再審機関へ移送しなければならない、且つ請求人へ告知しなければならない。口頭で告知する場合、告知に関連する内容を記録しなければならない、且つその場で請求人が署名または押印し確認する。書面で告知する場合、「行政再審告知書」を作成し、且つ請求人へ送達しなければならない。

第 37 条 請求人が同一事項を 2 つまたは 2 つ以上の、受理する権利を有する税関へ行政再審を請求する場合、最も先に行政再審の請求を受領した税関が受理する。同時に行政再審の請求を受領した場合、行政再審の請求を受領した税関が 10 日以内に話し合いで確定する。話し合いが不成立の場合、その共同のひとつ上級の税関が 10 日以内に受理する税関を指定する。話し合いで確定するまたは受理する税関を指定するのに用いる時間は行政再審の申請期限の計算には入れない。

第 38 条 請求人は法に基づき行政再審を請求し、税関の行政再審機関が、正当な理由もなく受理しない場合、ひとつ上級の税関は請求人の請求または職権に基づきそれを先に受理するよう促すことができる。督促を経てもなお受理しない場合、期限を設け、受理するよう命じなければならない、且つ「行政再審請求の受理命令通知書」を作成しなければならない。必要なときは、ひとつ上級の税関が直接受理することもでき、且つ「行政再審請求の直接受理通知書」を制作し、請求人と元の税関の行政再審機関へ送達する。ひとつ上級の税関が審査を経て税関の行政再審機関が行政再審請求を受理しない決定が本弁法の規定に合致すると判断する場合、請求人へ解釈と説明をしっかりと実施しなければならない。

第 39 条 次の情状は行政再審としてはみなさず、税関の行政再審機関は回答しなければならない、またはその他の機関へ処理を移送しなければならない、且つ請求人へ告知しなければならない。

(1) 税関の業務人員の個人の法律・規律違反行為について通報、告発を行うまたは税関の業務人員の態度に異議を提出する。

(2) 税関の業務政策、作業制度、作業方法と手順について異議を提出する。

(3) 税関の業務効率について異議を提出する。

(4) 行政処罰の認定事実、適用の法律及び処罰の決定に異議はなく、経済上、承諾できず処罰の軽減を願い出る。

(5) 税関の具体的な行政行為に関連せず、税関の規則またはその他規範的な文章に異議がある場合。

(6) 法律、行政法規、規則を解釈、回答するよう求める。

第40条 行政再審の期間は税関の具体的な行政行為は執行を停止しない。但し、行政再審法第21条に規定する情状の1つがある場合、執行を停止することができる。執行を停止することを決定する場合、「具体的な行政行為の執行停止決定書」を作成しなければならない。且つ請求人、被請求人と第三者へ送達しなければならない。

第41条 次の情状の1つがある場合、税関の行政再審機関はまとめて審理を決定することができ、且つ以後1つの行政再審の請求日を正式に受理した日とすることができる。

(1) 2つ以上の請求人が同一の税関の具体的な行政行為にそれぞれ、税関の行政再審機関へ行政再審を請求した場合。

(2) 同一の請求人が同一の税関のいくつかの同類のまたは関連性のある具体的な行政行為について税関の行政再審機関へそれぞれ行政再審を請求する場合。

第5章 税関の行政再審の審理と決定

第1節 行政再審の回答

第42条 税関の行政再審部門は、行政再審の請求を受領した日から7日以内に行政再審申請書の副本または行政再審の請求記録の写し及び請求人が提出した証拠、関連材料の副本を被申請人へ発送しなければならない。

第43条 被請求人は、申請書の副本または行政再審の請求記録の写しを受領した日から10日以内に、税関行政再審部門へ、「行政再審回答書」を提出し、且つ最初に行った具体的な行政行為の証拠、根拠とその他の関連材料を提出しなければならない。

「行政再審回答書」には次の内容を明記しなければならない。

(1) 被請求人の名称、住所、法定代表人の氏名及び職務。

(2) 被請求人が行った具体的な行政行為の事実、証拠、理由及び法的根拠。

(3) 請求人の行政再審の請求の要求、事実、理由について1条ごとに答弁と必要な立証を行う。

(4) 具体的な行政行為に関連する意見の維持、変更、取消または違法の確認について、行政再審請求の却下を建議し、行政再審の調停など回答意見を行う。

(5) 回答を行う時間。

「行政再審回答書」は被請求人の印鑑を押印しなければならない。

被請求人が提出した関連の証拠、根拠とその他の関連材料は規定に基づき、装丁し冊子にまとめなければならない。

第44条 税関の行政再審機関は、被請求人が提出した「行政再審回答書」を受領した日から7日以内に「行政再審回答書」の副本を請求人へ発送しなければならない。

第 45 条 行政再審の案件の回答業務は、被請求人の法律業務を担当する機関が具体的な責任を負う。

税関総署が行った具体的な行政行為に対して不服で税関総署へ行政再審を請求する場合、元の具体的な行政行為に関連する事項に責任を負う部門または機関が書面回答の提出に具体的な責任を負い、且つ最初に行った具体的な行政行為の証拠、根拠とその他の関連材料を提出する。

第 2 節 行政再審の審理

第 46 条 税関の行政再審の案件は合議制の審理を行う。合議人員は 3 人の奇数を下回ってはならないものとする。合議人員は税関の行政再審機関の責任者が指定する行政再審人員または税関の行政再審機関が招聘する、または特に任用するその他の専門知識を有する人員が担当する。

被請求人の所属人員は、合議人員を担当してはならない。税関総署が行った具体的な行政行為について不服で、税関総署へ行政再審を請求する場合、元の具体的な行政行為の担当部門の人員は合議人員を担当してはならない。

事実がはっきりしていて、案件の内容も簡単で、争議も大きくない税関の行政再審の案件について、合議制を適用しなくてもよいが、但し、2 名以上の行政再審人員が審理に参加しなければならない。

第 47 条 税関の行政再審部門の責任者は主審を担当する 1 名の行政再審人員を指定しなければならず、行政再審案件の事実の調査について具体的責任を負い、且つ認定の案件事実の真実性と適用する法律の正確性に対して主要な責任を負う。

合議人員は、再審で明らかにされた事実に基づき、関連の法律、行政法規と税関の規則の規定に従い、合議意見を提出しなければならず、且つ提出された合議意見の正確性について責任を負う。

第 48 条 請求人、被請求人または第三者が、合議人員または案件を審理する人員と本案件と利害関係にある、またはその他の関係があり行政再審の案件の公正な審理に影響する恐れがあると判断する場合、合議人員または案件の審理人員が忌避することを請求することができ、同時に理由を説明しなければならない。

合議人員または案件の審理人員が自己と本案件が利害関係にある、またはその他の関係にあると判断する場合、自発的に回避を請求しなければならない。税関の行政再審機関の責任者は、合議人員または案件の審理人員へ忌避を命じることもできる。

行政再審の人員の忌避は税関の行政再審部門の責任者が決定する。税関の行政再審部門の責任者の忌避は税関の行政再審機関の責任者が決定する。

第 49 条 税関の行政再審部門が行政再審の案件を審理する場合、関連の組織と人員へ状況を調査し、請求人、被請求人と第三者の意見を聞き取る。税関の行政再審部門が必要と判断する際、実地調査を行い証拠の事実確認を行うことができる。事実が明らかで、案件の内容が簡単で、争議が大きくない案件は、書面審査の方式を採用し、審理を行うことができる。

第 50 条 税関の行政再審部門は、関連の組織と人員へ証拠の聞き取りの調査を行う時、

関連文書と資料の調査、複製、取り調べ、関連人員へ問い合わせを行うことができる。

証拠の聞き取り調査を行う際、行政再審の人員は2名を下回ってはならず、且つ自発的に関連人員へ調査証を提示しなければならない。被調査単位と人員は行政再審人員の業務に協力しなければならない、拒絶するまたは妨害してはならない。

状況を調査し、意見を聞き取る場合、記録を作成し、被調査人員と行政再審人員は共同で署名し確認しなければならない。

第51条 行政再審期間は、専門事項に関連し鑑定が必要な場合、請求人、第三者は自身で鑑定機関へ鑑定を行うよう委託することができ、行政再審部門が鑑定機関を委託し、鑑定を行うよう請求することができる。鑑定費用は請求人、第三者が負う。鑑定に用いる時間は行政再審の審理期間の計算には入れない。

税関の行政再審機関が必要と判断するとき、鑑定機関へ鑑定を行うよう委託することもできる。

鑑定は国家が認可する鑑定機関へ委託し実施しなければならない。

第52条 現場検証が必要な場合、現場検証に用いる時間は行政再審の審理期間の計算には入れない。

第53条 請求人、第三者は被請求人が提出した書面回答、提出した具体的な行政行為の証拠、根拠とその他の関連材料を調べることができるが、国家の機密、商業機密、税関業務の機密または個人のプライバシーに係わることは除き、税関の行政再審機関は拒絶してはならず、且つ請求人、第三者が関連の材料を調べるのに必要な条件を提供しなければならない。

条件を有する税関の行政再審機関は、専門の行政再審対応室または事件の調査閲覧室を設置し、相応の監視制御設備を配置しなければならない。

第54条 請求人、第三者が関連材料を調べるには次の規定に基づき処理する。

- (1) 請求人、第三者が税関の行政再審機関へ文書閲覧する要求を提出する。
- (2) 税関の行政再審機関が閲覧時間を確定後事前に請求人または第三者へ通知する。
- (3) 調査・閲覧時、請求人、第三者は身分証明書を提示しなければならない。
- (4) 調査・閲覧時、税関の行政再審部門の業務人員はその場に立ち会わなければならない。
- (5) 請求人、第三者は調査材料を書き取ることができる。
- (6) 請求人、第三者は、調査材料を改ざん、毀損、交換、取り去ってはならず、追加してはならない。

第55条 行政再審の期間に次の情状の1つがあり、行政再審の審理に影響する場合、行政再審は中止する。税関の行政再審機関は「行政再審中止決定書」を作成しなければならない、且つ請求人、被請求人と第三者へ送達しなければならない。

(1) 請求人としての自然人が死亡した場合、その親族が行政再審に参加するかどうか未確定の場合。

(2) 請求人としての自然人が行政再審の参加能力を喪失し、法定代理人が行政再審へ参加することが未確定の場合。

(3) 請求人としての法人またはその他組織が停止し、権利義務の継承人が未確定の場合。

合。

(4) 請求人としての自然人が行方不明または失踪を宣告された場合。

(5) 請求人、被請求人が不可抗力により、行政再審に参加することができない場合。

(6) 案件が法律の適用問題に関連し、権利を有する機関が解釈または確認を行う必要がある場合。

(7) 案件の審理がその他の案件の審理の結果を証拠とする必要があり、その他案件が結審していない場合。

(8) 請求人は本弁法第 31 条の規定に基づき関連の規定の審査の請求を提出し、処理の権利を有する税関、行政機関が法に基づき処理する期間にある場合。

(9) その他の行政再審の中止が必要な状況。

行政再審の中止の原因が取り除かれた後、税関の行政再審機関は速やかに行政再審の案件の審理を回復させ、「行政再審審理回復通知書」を作成し、且つ請求人、被請求人と第三者へ送達しなければならない。

第 3 節 行政再審の公聴会

第 56 条 次の情状の 1 つがある場合、税関の行政再審部門は公聴会の方法で審理することができる。

(1) 請求人が公聴会を要求する場合。

(2) 請求人、被請求人の事実に対する争議が比較的大きい場合。

(3) 請求人が具体的な行政行為の適用根拠に対して異議がある場合。

(4) 案件が重大、複雑または争議の目的物の価値が比較的大きい場合。

(5) 税関の行政再審部門が公聴会は必要だと判断するその他の状況。

第 57 条 税関の行政再審部門が公聴会を開催することを決定した場合、「行政再審公聴会通知書」を作成、公布し、公聴会を開催する時間、場所、具体的な要求などの事項を事前に請求人、被請求人と第三者へ通知しなければならない。

第三者が公聴会に参加しない場合、公聴会の開催に影響はしない。

第 58 条 公聴会は税関の行政再審部門所在地で開催でき、被請求人または請求人の所在地でも開催することができる。

第 59 条 行政再審の公聴会は公開で開催しなければならないが、国家機密、営業秘密、税関業務の機密または個人のプライバシーにかかわることはこの限りではない。

公開で開催する行政再審の公聴会が、公聴会の場所など原因で傍聴人の数を制限する必要がある場合、税関の行政再審部門は説明を行わなければならない。

人民大衆が広範な関心を示し、比較的大きな社会的影響のあるまたは法制の宣伝教育に有利な行政再審案件の公聴会に対して、税関の行政再審機関は計画的に群衆の傍聴を組織することができ、関連の立法機関、司法機関、監察部門、監査部門、報道部門及びその他の関連の人員を傍聴に参加するよう招請することもできる。

第 60 条 行政再審の公聴会人員は 3 人の奇数を下回ってはならず、税関の行政再審部門の責任者が確定し且つそのうち一人を公聴会の議長とし指定する。公聴会は別に専門の記録員を指定することができる。

第 61 条 行政再審の公聴会は以下の手続きに従い行う。

(1) 議長が公聴会の開始を宣言し、公聴会参加者の身分を照合し、公聴会の参加者の権利と義務を告知する。

(2) 公聴会の参加者へ公聴会の人員及び記録員の忌避を請求するかどうか問い合わせを行い、忌避を請求する場合、本弁法第 48 条の規定に基づき処理する。

(3) 請求人は再審の請求を読み上げ、且つ主要な理由を詳細に陳述する。

(4) 被請求人は行政再審に対して答弁を行い、行った元の具体的な行政行為の根拠の事実、理由と法律の根拠を詳細に供述し、且つ立証を行う。

(5) 第三者は意見を詳細に供述することができる。

(6) 請求人、第三者は被請求人の立証について、反対尋問または挙証反駁を行うことができ、被請求人は請求人、第三者の反対証拠に対して、反対尋問と挙証反駁を行うことができる。

(7) 証人に出席し証言するように要求する場合、事前に税関の行政再審機関の同意を経なければならない、且つ証人の身分などの基本的な状況を提供しなければならない。

(8) 公聴会の議長とその他の公聴会の人員は尋問を行う。

(9) 請求人、被請求人と第三者が異議のない証拠と証明の事実の場合、議長はその場で認定を行う。異議があり、且つ案件の処理の結果と関連する事実と証拠は、議長がその場でまたは事後、合議により認定する。

(10) 請求人、被請求人と第三者は案件の事実、証拠、適用する法律などに対して答弁することができる。

(11) 請求人、被請求人と第三者は最後の陳述を行う。

(12) 請求人、被請求人と第三者は公聴会の記録の内容について確認し、且つその場で署名または押印する。公聴会の記録内容に対して異議のある場合、その場で訂正ことができ、署名または捺印する。

行政再審の公聴会の記録と公聴会で認定された事実は、税関の行政再審機関が行った行政再審の決定の根拠としなければならない。

第 62 条 行政再審の参加者が公聴会の開催する際その場で関連の証拠を提出できない場合、議長は具体的な状況に基づき時間を限定し事後に提供し、且つ別に調査、反対尋問またはもう 1 度公聴会を実施する。行政再審の参加者が提出した証拠がその場で反対尋問できない場合、議長はその場で事後に調査、反対尋問または改めて公聴を行うと宣言する。

行政再審の参加者は公聴会後の挙証が反対尋問を経ずまたは税関の行政再審部門の新たな調査で認可されていない場合、行政再審の決定の証拠としてはならない。

第 4 節 行政再審に抽象的な行政行為の審査を付帯する

第 63 条 請求人が本弁法第 31 条に基づき関連規定の審査請求を提出し、税関の行政再審機関が、この規定に対して処理する権利を有する場合、30 日以内に次の手順に基づき処理しなければならない。

(1) 法に基づき、当該規定が法律、行政法規、規則と互いに抵触するかどうか確認する。

(2) 法に基づき、当該規定が被請求人の行った具体的な行政行為の根拠とすることができるかどうか確認する。

(3) 請求人へ当該規定の審査結果を書面で告知する。

税関の行政再審機関は「抽象的な行政行為の審査告知書」を作成し、且つ請求人、被請求人へ送達しなければならない。

第 64 条 税関の行政再審機関が、請求人の請求する審査の関連規定について処理する権利のない場合、7 日以内に次の手続きに従い処理の権利を有する上級の税関またはその他の行政機関へ転送し法に基づき処理しなければならない。

(1) 処理の権利を有する上級の税関へ転送する場合、行政再審の関連状況、当該規定を執行する関連の状況、当該規定について適用する意見を報告しなければならない。

(2) 処理の権利を有するその他の行政機関へ転送する場合、転送の書簡において行政再審に関連する状況を説明し、当該規定が合法かどうか確認を求めなければならない。

第 65 条 処理の権利を有する上級の税関は 60 日以内に次の手順に基づき処理しなければならない。

(1) 法に基づき、当該規定が合法で、有効かどうか確認する。

(2) 法に基づき、当該規定が被請求人の行った具体的な行政行為の根拠とすることができるかどうか確認する。

(3) 「抽象的な行政行為の審査告知書」を作成し、且つ税関の行政再審機関、請求人と被請求人へ送達する。

第 66 条 税関の行政再審機関は、被請求人が行った具体的な行政行為に対して審査を行う際、この具体的な行政行為の根拠に関連する規定について審査を実施することが必要な場合、本弁法の第 63 条、第 64 条、第 65 条の規定に基づき処理しなければならない。

第 5 節 行政再審の決定

第 67 条 税関の行政再審機関が案件の処理意見を提出し、税関の行政再審機関の責任者の審査批准を経て、行政再審を決定する。

第 68 条 税関の行政再審機関は請求を受領した日から 60 日以内に行政再審の決定を下さなければならない。但し次の情状の 1 つがある場合、税関の行政再審機関の責任者の批准を経て、30 日延長することができる。

(1) 行政再審の案件の内容が重大、複雑、難しい場合。

(2) 行政再審の公聴会を開催することを決定する。

(3) 請求人の同意を経た場合。

(4) 第三者が行政再審に参加する場合。

(5) 請求人、第三者が新しい事実または証拠を提出し、更に進んだ調査が必要な場合。

税関の行政再審機関は再審期間を延長する場合、「行政再審審査期限延長通知書」を作成し、且つ請求人、被請求人と第三者へ送達しなければならない。

第 69 条 具体的な行政行為の認定事実がはっきりしており、証拠が確実で、法に基づき正確に適用され、手続きが合法的で、内容が適切な場合、税関の行政再審機関は維持を決定しなければならない。

第 70 条 被請求人が法定の職責を履行しない場合、税関の行政再審機関は一定の期間内に法定の職責を履行するよう決定しなければならない。

第 71 条 具体的な行政行為に次の情状の 1 つがある場合、税関の行政再審機関は、取消、変更を決定しまたはこの具体的な行政行為を違法と確認しなければならない。

- (1) 主要な事実がはっきりせず、証拠が足りない場合。
- (2) 適用する根拠が誤りである場合。
- (3) 法定の手順に違反する場合。
- (4) 職権を超えるまたは濫用する場合。
- (5) 具体的な行政行為が明らかに適切ではない場合。

第 72 条 税関の行政再審機関は、具体的な行政行為の取消または具体的な行政行為の違法を確認すると決定する場合、被請求人へ一定期間内に改めて具体的な行政行為を行うよう命じることができる。

被請求人は、法律、行政法規、税関規則に定める期間内に改めて具体的な行政行為を行わなければならない。法律、行政法規、税関規則に期間が定められていない場合、新たに具体的な行政行為を行う期限は 60 日とする。

公民、法人またはその他の組織が、被請求人が新たに行った具体的な行政行為に不服な場合、法に基づき行政再審を請求する、または行政訴訟を提起することができる。

第 73 条 被請求人が本弁法第 43 条に規定によらず、書面による回答を提出し、最初に行った具体的な行政行為の証拠、根拠とその他の関連材料を提出した場合、この具体的な行政行為は、証拠、根拠がないものとみなし、税関の行政再審機関は、この具体的な行政行為を取消す決定をしなければならない。

第 74 条 具体的な行政行為に次の情状の 1 つがある場合、税関の行政再審機関は変更を決定できる。

- (1) 事実が明らかだと認定し、証拠も確実で、手続きも合法的ではあるが、明らかに不当である、または適用の根拠が誤りである場合。
- (2) 事実が曖昧であると認定され、証拠が足りないものの、税関の行政再審機関の審理を経て事実が明らかになり、証拠も確実であると証明された場合。

第 75 条 税関の行政再審機関は請求人が行政再審を請求する範囲において、請求人に更に不利になる行政再審の決定を下してはならない。

第 76 条 税関の行政再審機関は、本弁法第 72 条の規定に基づき、被請求人へ改めて具体的な行政行為を行うよう命じる場合、次の情状を除き、被請求人は、請求人に更に不利な具体的な行政行為を行ってはならない。

- (1) 請求人へ更に不利な具体的な行政行為を行わなければ、国家の利益、社会の公共利益または他人の合法的な権益を損なう場合。
- (2) 元の具体的な行政行為は、適用の法律の根拠が誤りであり、正確な法律の根拠を適用するのに、請求人に対して更に不利な具体的な行政行為を法に基づき行う必要がある場合。
- (3) 被請求人が新たな事実を明らかにし、新たな事実と関連の法律、行政法規、税関

規則の強制的な規定に基づき、請求人へ更に不利な具体的な行政行為を行う必要がある場合。

(4) 法律、行政法規または税関の規則の規定に基づき、その他、請求人へ更に不利な具体的な行政行為を行わなければならない場合。

第 77 条 税関の行政再審機関は、行政再審の決定を下す場合、「行政再審決定書」を作成し、請求人、被請求人と第三者へ送達しなければならない。

「行政再審決定書」には、次の内容を明記しなければならない。

(1) 請求人の氏名、性別、年齢、職業、住所（法人またはその他の組織の名称、住所、法定代表人または主要責任者の氏名、職務）

(2) 第三者の氏名、性別、年齢、職業、住所（法人またはその他の組織の名称、住所、法定代表人または主要責任者の氏名、職務）

(3) 被請求人の名称、住所、法定代表人の名称

(4) 請求人が再審を請求した請願、事実と理由。

(5) 被請求人の回答の事実、理由、証拠と根拠。

(6) 行政再審認定の事実と相応の証拠。

(7) 行政再審の決定を下した具体的な理由と法的根拠。

(8) 行政再審の決定の具体的な内容。

(9) 行政再審の決定に不服な場合、人民法院へ起訴する期限と具体的な管轄法院。

(10) 行政再審の決定を下した日。

「行政再審決定書」には税関の行政再審機関の印章を押印しなければならない。

「行政再審決定書」は、送達を経て即法的効力を生じる。

「行政再審決定書」を直接送達する場合、行政再審人員は、行政再審で認定された事実、証拠、行政再審の決定を下した理由、根拠を請求人、被請求人、第三者へ説明を行わなければならない。請求人、被請求人、第三者は「行政再審決定書」に異議を提出する場合、それを人民法院へ起訴する権利を告知するほか、異議に関して解答を行わなければならない。「行政再審決定書」をその他の方法で送達する場合、請求人、被請求人、第三者は「行政再審決定書」に関連する内容を税関の行政再審部門へ異議を提出し、行政再審人員は、請求人、被請求人、第三者へ説明しなければならない。

請求人と第三者の同意を経て、税関の行政再審機関は、出版物、税関のポータルサイト、税関の広告欄などの方法を通じて発効の行政再審の法律文書を公布することができる。

第 78 条 「行政再審決定書」を請求人、被請求人と第三者へ送達後、税関の行政再審機関が「行政再審決定書」に補充、訂正の必要な内容を発見し、但し行政再審の決定の実質的な内容に影響しない場合、「行政再審決定補正通知書」を作成しなければならない、且つ請求人、被請求人と第三者へ送達しなければならない。

第 79 条 次の情状のうちの 1 つに該当する場合、税関の行政再審機関は、行政再審の請求を却下すると決定しなければならない。

(1) 請求人が、税関が法定の職責を履行しないと判断し行政再審を請求し、税関の行政再審機関が受理後、被請求人に相応の法定の職責がないまたは被請求人が税関の行政再審機関が当該行政再審の請求を受理する以前に既に法定の職責を履行していたことが発見された場合。

(2) 税関の行政再審機関が行政再審の請求を受理後、当該行政再審の請求が受理の条

件に合致しないことが明らかになった場合。

税関の行政再審機関のひとつ上級の税関が、当該行政再審機関が行政再審の請求を却下した理由が成立しないと判断する場合、その審理の回復を命じなければならない。

第 80 条 請求人が行政再審の決定が下される以前に行政再審の請求を自ら撤回する場合、税関の行政再審部門の同意を経て、撤回することができる。

請求人が行政再審の請求を撤回する場合、再び同一の事実と理由で行政再審の請求を提出することはできない。但し、請求人が行政再審の請求の撤回が、その事実の意思表示に反すると証明することができる場合はこの限りではない。

第 81 条 行政再審期間に被請求人が元の具体的な行政行為を変更し、但し、請求人が法に依らず行政再審の請求を撤回した場合、行政再審の案件の審理に影響はない。

第 82 条 行政再審の期間に次の情状のうちの 1 つがある場合、行政再審は停止する。

(1) 請求人が行政再審の請求の撤回を要求し、税関の行政再審機関が撤回を認めた場合。

(2) 請求人としての自然人が死亡し、親族がないまたはその親族が行政再審の権利を放棄した場合。

(3) 請求人としての法人またはその他の組織が停止し、その権利義務の継承人が行政再審の権利を放棄した場合。

(4) 請求人と被請求人の和解が成立し、且つ税関の行政再審部門の許可を経た場合。

(5) 請求人が税関の人身の自由を制限する行政の強制措置に不服で行政再審を請求後、請求人が同一の違法行為による犯罪の嫌疑で、この人身の自由を制限する行政の強制措置が、刑事勾留に変更された、または請求人が税関の財産の差押の行政の強制措置に不服で行政再審を請求後、請求人が同一の違法行為による犯罪の嫌疑で、この差押財産の行政の強制措置が刑事拘留に変更された場合。

(6) 本弁法第 55 条第 1 項第 (1) 号、第 (2) 号、第 (3) 号に規定に基づき行政再審を中止する場合、60 日に達しても行政再審の中止の原因が依然として取り除かれない場合。

(7) 請求人がファックス、電子メールの方法で行政再審の請求書を送達後、規定の期限内に関連材料の原物が提出されない場合。

行政再審を終了する場合、税関の行政再審機関は、「行政再審終了決定書」を作成しなければならない、且つ請求人、被請求人と第三者へ送達しなければならない。

第 6 節 行政再審の和解と調停

第 83 条 公民、法人またはその他の組織が、税関が法律、行政法規または税関規則に定める自由裁量権を行使し下した具体的な行政行為に不服で行政再審を請求する場合、税関の行政再審機関が行政再審の決定を下す以前に、請求人と被請求人は自主的に、合法の基礎の上で和解を成立することができる。

第 84 条 請求人と被請求人は、和解が成立した場合、税関の行政再審部門へ書面による和解協議書を提出しなければならない。和解協議書には、行政再審の請求、事実、理由と和解が成立した結果を記載しなければならない、且つ請求人と被請求人が署名、または押

印しなければならない。

第 85 条 税関の行政再審部門は、請求人と被請求人が提出した和解協議書に対して審査を行わなければならない。和解が確かに請求人と被請求人の真実の意思表示であり、和解内容が法律、行政法規または税関規則の強制的な規定に違反しておらず、国家の利益、社会の公共利益と他人の合法的な権益に損害を与えていない場合、和解を許可しなければならない。且つ行政再審の案件の審理を終了しなければならない。

和解を許可し且つ行政再審を終了する場合、「行政再審停止決定書」に和解の内容を明記しなければならない。

第 86 条 税関の行政再審機関の和解許可を経た場合、請求人と被請求人は和解協議を履行しなければならない。

第 87 条 税関の行政再審機関の和解の許可を経て且つ行政再審を終了し、請求人が同一の事実と理由で行政再審を再度請求する場合は、受理しない。但し、請求人が、和解が自由意志の原則に違反するまたは和解内容が法律、行政法規または税関規則の強制的な規定に違反すると証明できる場合はこの限りではない。

第 88 条 次の情状のうちの 1 つがある場合、税関の行政再審機関は、自由意志、合法的な原則に基づき、調停できる。

(1) 公民、法人またはその他組織が、法律、行政法規または税関規則に定める自由裁量権を税関が行使し、行った具体的な行政行為に対して不服で、行政再審を請求する場合。

(2) 行政の賠償、検査の賠償または行政補償の紛糾。

第 89 条 税関の行政再審機関が調停を執行する場合、次の要求に合致していなければならない。

(1) 調停は案件の事実を調査し明らかにする基礎の上で行われなければならない。

(2) 税関の行政再審機関は請求人と被請求人の意思を十分に尊重しなければならない。

(3) 調停を組織する場合は、公正、合理の原則を遵守しなければならない。

(4) 調停結果は関連の法律、行政法規と税関規則の規定に合致しなければならない。法律精神と原則に反してはならない。

(5) 調停結果は国家の利益、社会の公共利益または他人の合法的な権利に損害を与えてはならない。

第 90 条 税関の行政再審機関は調停を執行する場合、次の手順に基づいて行わなければならない。

(1) 請求人と被請求人は調停に同意する意思があるかどうか意見を求める。

(2) 請求人と被請求人の同意を経て調停を開始する。

(3) 請求人と被請求人の意見を聞き取る。

(4) 調停案を提出する。

(5) 調停の合意に達する。

調停期間に請求人または被請求人が調停を行わないと明確に提出した場合、調停を終了しなければならない。調停を停止後、請求人、被請求人が税関の行政再審機関へ調停の執行を再度請求した場合、許可しなければならない。

第 91 条 請求人と被請求人が調停を経て合意に達した後、税関の行政再審機関は「行政再審調停書」を作成しなければならない。「行政再審調停書」には次の内容を明記しなければならない。

(1) 請求人の氏名、性別、年齢、職業、住所（法人またはその他の組織の名称、住所、法定代表人または主要責任者の氏名、職務）。

(2) 被請求人の名称、住所、法定代表人の氏名。

(3) 請求人が行政再審を請願した請求、事実と理由。

(4) 被請求人が回答した事実、理由、証拠と根拠。

(5) 行政再審の認定の事実と相応の証拠。

(6) 調停を行う基本状況。

(7) 調停の結果。

(8) 請求人、被請求人が調停書で履行する義務。

(9) 日時。

「行政再審調停書」には税関の行政再審機関の印章を押印しなければならない。「行政再審調停書」は請求人、被請求人の署名または押印を経て、即法的効力を生じる。

第 92 条 請求人と被請求人が書面による和解協議を提出し、且つ税関の行政再審機関へ和解協議の内容に基づき「行政再審調停書」を作成するよう要求する場合、行政再審機関は審査を行わなければならない。請求人と被請求人の成立した和解協議が本弁法第 89 条第 (4) 号、第 (5) 号の規定に合致する場合、税関の行政再審機関は和解協議の内容に基づき、本弁法第 91 条の規定に従い「行政再審調停書」を作成することができる。

第 93 条 調停が成立しない、または行政再審の調停書が発効する以前に、一方が前言を覆した場合、税関の行政再審機関は直ちに行政再審の決定を下さなければならない。

第 7 節 行政再審の決定の執行

第 94 条 請求人は、被請求人が行政再審の決定書、行政再審の調停書を履行しない、または正当な理由がなく履行を引き伸ばしていると判断する場合、税関の行政再審機関に被請求人に履行を命じるよう請求することができる。

税関の行政再審機関は、被請求人が行政再審の決定書、行政再審の調停書を履行しない、または正当な理由がなく履行を引き伸ばしていることを発見した場合、期限内に履行するよう命じ、且つ「期限内に行政再審の履行を命じる通知書」を作成し、被請求人へ送達しなければならない。

第 95 条 請求人が法定の期限内に行政訴訟を提起しない、または税関の行政再審決定を履行しない場合、次の規定に基づきそれぞれ処理する。

(1) 具体的な行政行為を維持する税関の行政再審の決定の場合、具体的な行政行為を行った税関が法に基づき執行する、または人民法院へ強制執行を請求する。

(2) 具体的な行政行為を変更する税関の行政再審の決定の場合、税関の行政再審機関が法に基づき強制執行する、または人民法院へ強制執行を請求する。税関の行政再審機関は、具体的な行政行為を行った税関に法に基づき強制執行をするよう指定することもでき、指定された税関は、速やかに執行の状況を税関の行政再審機関へ報告しなければならない。

第 96 条 請求人が行政再審の調停書を履行しない場合、具体的な行政行為を行った税関が法に基づき強制執行を行う、または人民法院へ強制執行を請求する。

第 6 章 税関の行政再審の指導と監督

第 97 条 税関の行政再審機関は、行政再審の業務に対する指導を強化しなければならない。

税関の行政再審部門は、職責の権限に基づき、行政再審の業務に対して督促と指導を行う。

第 98 条 上級税関は、下級税関の行政再審の職責の履行について監督を強化しなければならない。定期検査、サンプリングなどの方法を通じて、下級税関の行政再審の業務に対して検査を行い、且つ速やかに検査結果をフィードバックしなければならない。

税関が本税関または下級税関が出した行政再審の決定が誤りであることを発見した場合は、是正しなければならない。

第 99 条 税関の行政再審機関が、行政再審期間において被請求人の具体的な行政行為が違法であることを発見した、または善後処理をしっかりと行う必要のある場合、「行政再審意見書」を作成し、被請求人に対して法律の執行行為を是正し、法律の執行業務を改善する具体的な意見を提出することができる。

被請求人は、「行政再審意見書」を受領した日から 60 日以内に、関連の行政違法行為を正さなければならない、または善後処理をしっかりと実施後の業務状況を税関の行政再審機関へ報告しなければならない。

第 100 条 税関の行政再審部門は、行政再審期間に、法律、行政法規、規則の実施において、普遍性を帯びた問題を発見した場合、関連機関へ法律制定を完全にする意見を提出することができる。

税関の行政再審部門が、行政再審期間に、税関の法律の執行において普遍的な問題の存在を発見した場合、「行政再審意見書」を作成することができる。本税関の関連業務部門へ、法の執行を改善する意見を提出することができる。本税関の行政政策に対して重大な影響を生じる恐れのある問題に対して、税関の行政再審部門は、「行政再審意見書」を本級の税関の上級行政指導者へ届け出なければならない。ひとつ上級の税関の処理の権限に属する問題は、税関の行政再審機関が、ひとつ上級の税関へ、制度の改善と法の執行の改善の意見を提出することができる。

第 101 条 各級税関の行政再審機関が、行政再審の案件を処理するなかで、請求人と被請求人が和解合意に達した後、税関の行政再審機関は行政再審を終了する、または請求人と被請求人が調停を経て合意に達し、税関の行政再審機関が、行政再審調停書を作成する場合、税関総署の行政再審部門へ報告し、且つ関連の法律文書を当該部門へ届出なければならない。

第 102 条 税関の行政再審部門は、行政再審の案件を処理する過程において、速やかに公布した関連の法律文書を税関の行政再審情報システムに届け出なければならない。

第 103 条 税関の行政再審部門は、半年ごとに本税関とひとつ上級の税関の行政再審部門へ行政再審業務の状況の分析を報告しなければならない。

第 104 条 税関総署の行政再審部門は、半年ごとに 1 度、行政再審人員の業務育成訓練を組織し、行政再審人員の専門の素質を向上させなければならない。

その他税関の行政再審機関は、業務の必要性に基づき、定期的に本税関の行政再審人員の育成訓練を組織することができる。

第 105 条 税関の行政再審機関は、行政再審案件の処理に対して法に基づき、国家の利益、公民、法人またはその他の組織の合法的権益を守り、税関の法に基づく行政と社会の調和を促進させ、成績の顕著な単位と人員は、「税関体系奨励規定」に基づき、表彰と奨励を与えなければならない。

税関の行政再審機関は、定期的に行政再審業務を総括し、行政再審業務において顕著な成績を出した単位と個人について、「税関体系奨励規定」に基づき、表彰と奨励を与えなければならない。

第 7 章 法的責任

第 106 条 税関の行政再審部門、税関の行政再審機関、行政再審人員に行政再審法第 34 条、第 35 条、行政再審法実施条例第 64 条に定める状況がある場合、行政再審法、行政再審法実施条例の関連規定に基づき処分する。

第 107 条 被請求人に行政再審法第 36 条、第 37 条、行政再審法実施条例第 62 条に定める状況がある場合、行政再審法、行政再審法実施条例の関連規定に基づき処分する。

第 108 条 上級税関が、下級税関及び関連の業務人員に行政再審法、行政再審法実施条例と本弁法に定める違反行為があるのを発見した場合、「違法行為処理意見書」を作成し、関連の税関へ意見を提出しなければならない。当該税関は、行政再審法と関連の法律、行政法規の規定に基づき処理を下さなければならない。且つ処理の結果を上級税関へ報告しなければならない。

税関の行政再審部門が、関連の税関及びその業務人員に行政再審法、行政再審法実施条例と本弁法に定める違反行為があるのを発見した場合、「違法行為処理意見書」を作成し、人事、監察部門へ関連の責任者の処理の意見を提出しなければならない。関連人員の違法の事実材料を直接、人事、監察部門へ移送し処理することもできる。移送を受けた人事、監察部門は、法に基づき処理しなければならない。且つ処理の結果を税関の行政再審機関へ通報しなければならない。

第 8 章 附 則

第 109 条 税関の行政再審期間の計算と行政再審の法律文章の送達は、民事訴訟法の期間、送達の規定に基づき執行する。

本弁法の行政再審の期間に関する“5 日”、“7 日”の規定は、営業日を指し、祝祭日は含めない。

第 110 条 税関の行政再審機関は行政再審の請求を受理する場合、請求人へ如何なる費用も受け取ってはならない。

税関行政再審活動に必要な経費、事務所用の建物及び交通、通信、監視抑制などの設備は各級の税関が保障する。

第 111 条 外国人、無国籍者、外国の組織が中華人民共和国国内で税関へ行政再審を請求する場合は、本弁法を適用する。

第 112 条 税関の行政再審機関は、行政再審専用印を使用することができる。税関の行政再審活動において、行政再審用の印章と行政再審機関の印章は同等の法律の効力を有する。

第 113 条 税関の行政再審機関は、行政再審の案件を取り扱う場合、税関は被請求人として行政再審活動に参加し、この税関の行政再審部門は、関連の案件の材料に対して、整理を行い、規定に基づき、分類保存しなければならない。

第 114 条 本弁法は税関総署が解釈に責任を負う。

第 115 条 本弁法は、2007 年 11 月 1 日から施行する。1999 年 8 月 30 日の税関総書令第 78 号公布の「中華人民共和国税関実施『行政再審法』弁法」は同時に廃止とする。